

# 歴代天皇記の宝算をめぐる

— 古事記の世界 (三) —

小林 吉 一

## 一 はじめに

『古事記』によると、人皇十代の崇神天皇は百六十八歳の長命であらせられたという。のみならず、記に載せる歴代天皇の宝算記事を見ると、初代の神武天皇の百三十七歳をはじめとして、百歳をこえる長寿を全うされた天皇が、雄略天皇までで八人もおられる。このことは、なんとしても不思議なことだ。だから最近も、『中央公論』に「新説古事記伝」なる一文を草した科学者の井上尠夫氏は、さらに『日本誕生の謎—科学が解明した神話の世界』という単行本を發表して、この問題にも興味ある見解を示している。

すなわち、記上巻の石長比売・木花之佐久夜毘売姉妹譚に、天孫から凶醜であるという理由で結婚を拒否された石長比売の呪咀によって、「今に至るまで、天皇命等の御命長くまさざるなり」という伝承があるから、天皇がそんなに長命であられたはずがない、と述べる。だいたい、『古事記』の神名数や年齢記事には、いわば「マイナスの数」 $\vee$ というべきものがあるのであって、たとえば岐美二神の御子数「みそぢまりいつはしら」とは、三十五柱ということではなくて、三十まであと五つの数、つまり二十五柱の意味だ。崇神天皇の享年でいえば、百歳まであと六十八の三十二歳が実年齢であり、それを長寿を願う古代人の感情から、予祝的に「もあまりむそぢまりやとす」と称したまでだ。アイヌの例だが、「九」はシネップサンペといい、その意味は「ひとつない」のことで、つまり「十」に「一」足りないということ。だから、わが国のものも、このアイヌ方式の計算法で考える必要がある。すなわち、これが古

代人の普通のいいかたであったのだ、というのである。この意見は、予祝的言動を本旨とする古代人の論理についている点で、われわれの立場からでも比較的賛同しやすいためであるが、氏の指摘された例が記の神名数や歴聖の宝算すべてに応用し得ないので、なお若干の不安を残すといえよう。しかも、後述のごとく、記の宝算がすべて年齢として正確に伝えられていたとは考えられないのだ。氏には失礼かもしれないけれど、一服の清涼剤として受けとめておくのが無難であろう。

この問題にま正面から取り組んで、「崇神天皇百六十八歳考」(『古事記の構造』)を世に送ったのは神田秀夫氏である。

周知のやうに古事記には天皇の「御年」、崩御年干支、「御陵」の記載がある。さうして、第十代、建国の天皇とされる崇神の記には、最後に

天皇御年。壹佰陸拾捌歳成實年十御陵在山辺道勾之崗上也(真福寺本の「御歳」は単純な誤写)

と記してゐる。……(中略)……問題は「一六八」といふやうな途方もない数値の性質である。

と書き起こす。そして、「年」という文字の表わす意味について、

実は「御年」の「年」が年齢を意味するものではなく、もつと別なものを現はす宛字に過ぎなかつた、といふやうなことだつてあり得る。日本書紀もさうであるが、古事記も、大化改新以後の、律令時代の文化人の頭で、以前の古伝承を解釈し過ぎてゐると思はれる節は往々にして見受けられるので、「御年」を享年と解してゐるのも、原資料を文化的にとりすぎた、怪しい読みではないかと思ふ。

延喜式が卷八に伝へてゐる祝詞の、いちばん初めに出て来るのは「祈年祭としごひのまつり」だが、これは周知のとほり、豊作を祈念するわけであつて、その中に出てくる「御年みとし」「奥津御年おくつみとし」といふ文字は、「年」が明瞭に、年穀、主として稲のみのりを指すものであつて、決して三百六十五日とか、年齢とか、歳月とかいふ意味ではない。まして「御年」が享年の意ではない。

と述べて、そのよる立場をはっきりうち出された。そして導き出された結論は、「御年」は年齢ではなく稲の数量であり、その意味で使用されたのは五世紀までの大和に關してであり、歴代天皇の宝算記事は該天皇の領域・版図に比

例配分されているとみる。したがって、崇神天皇はその稔り豊かな治世を過ごされた偉大な天皇であることを示すとするのであった。氏の卓抜な構想力と、それに勝る独自の手法による手固い実証態度には敬服するけれども、いわば収穫石高とくだか(?)の比例配分数値とする結論がいかにも大胆な仮説であるだけに、にわかに与し得ないところである。

神田氏の右説をあげて、この結論には「一寸ついて行けない」として、一年二毛作時代を想定し、「一年に二つ宛としを重ねた我等の祖先」を力説されるのが高崎正秀先生である(「お正月の話」座談「記紀と紀元節」)。先生は、新嘗祭に対する神今食、水無月の大祓に対する師走の大祓のごとく、同一意義の行事を一年に折半して二度くり返す習俗などから、△米の秋▽と△麦の秋▽を想定されたり、それが無理なら、米だけの二期作時代の名残りとして、一年に二度穀物の正月を行なったとみた方が本当ではなからうか、とされる。すると、天皇の宝算は実年齢の倍数になっているのであって、崇神天皇ならば八十四歳なのではないか、というわけである。しかしもとより、この説をすべの天皇に当てはめようとされるのではない。太古以来の名残りとして、ある信仰によって断続的に顕現した結果とみるのである。いうまでもなく、これは、少なくとも宝算の一部をそのまま年寿とした場合である。

はたして、歴代天皇記の宝算記事とはなにか。本稿では、右の諸説を代表とする先達の考察をそのまま保留して、別の方面から私見のあらましを述べてみたいと思う。しかしもちろん、私の基本的な立場は、神田氏のいわゆる「百六十八」という数値の性質をきわめることであり、それには「御年」の文字の意味するものがその解明の鍵であろうという、おおよその見通しは変わらない。

とはいえ、遺憾ながら現在、私も明確な結論を得ているわけではない。この問題は、おそらく測り知れない重要性を独自に所有し、主張しているものと思われるが、実は私にとってそもそも『古事記』の構成(構造)を追求している過程に派生した問題であった。だから、宝算そのものの歴史的眞実に関する研究操作はとりわけ不十分であることとおことわりしておかなければならない。あくまでも『古事記』の構成の討尋という主題にそくして、宝算の理解に言及することになろう。

いったい、わが国において、人が、いわゆる年代観とか年齢観を意識し運用するようになったのは、いつごろのことであろうか。

わが国の太古には、いわゆる自然暦があつたにすぎない。こんにちのような暦に近い暦法が採用されるようになったのは、後述するように六世紀初頭ごろの中国暦法の移入をまつてのちだといわれる。したがって、それ以前の自然暦時代には、地方ごとにまちまちの周期をもつた時間的区切目が存在したはずである。

古く、穀物、とくに稲のことをし、(とせ)という。で、稲の撒種から収穫までの一周期を「一とせ」(一年)とあった。だから、農耕生活がようやく一般的になった弥生式土器文化の時代からは、それが現在の一年に比較的近づいていた可能性はある。しかし、それ以前と以後とを問わず、全国には農耕生活とは無縁の民が相当いたはずだし、自然暦・農耕暦であるから、おのずと地方差による暦日の異同がはなはだしかったと思う。とりわけ、その起点となる時期の相違は大きい。そこで、それを統一し、国民のあらゆる生産および消費生活の基準となるべき年のはじめを示したのが、ほかならぬ天つ神たる天子その人だった。シナでは、天子の変わるたびごとに暦法が変更されたし、「民に正朔を知らしめる」ことを天子の重要な徳とし、「告朔の儀」を執行したことは著名。ひとしく日本でも、八日の御子 $\vee$ と観想された天子は、一の $\wedge$ 日知り $\vee$ ↓ $\wedge$ 聖 $\vee$ として、天体の運行に博通した威力をもって、民に君臨したことはいうまでもない。倭建命の事蹟として伝わる有名な

新治 筑波を過ぎて 幾夜か寝つる かがなべて 夜には九夜 日には十日を

は、歴代の聖職としての $\wedge$ 日知り $\vee$ の印象を如実に示す。おそらく、天子の資格で地方を歴巡し、民に暦日を告知する一団が存在したのであろう。太陽— $\wedge$ 日 $\vee$ を祭る日祀部(日奉部)とか日置部の聖職にかかわるものだ。だから、倭建命に随伴し、命に問われて「かがなべて」の歌を奉ったという「御火焼の老人」には、 $\wedge$ 冬至の火祭り $\vee$ という世界的な太陽神祭儀の印象が認められ、そこに日祀部・日置部の揺曳を感じしめる。古来、「馬子」とか「船頭」とかが神人として崇められていたことは知られているが、この「御火焼の老人」にも同様の存在意義を認めてよかろう。

この方面では、たとえば顕宗・仁賢兩帝の「火燒小子」が参考にならう。

日の複数をさす語が、カ行（カ・ケ・コ）に集中していることは周知のとおりである。たとえば「ふつか」（二日）「みっか」（三日）と、い、記・万葉・祝詞などには、「日長し」とか「日に日に」とかある。また、「曆」という漢字をのちに宛てた古語「こよみ」は八日算みVの意。さらには、高崎正秀先生の推定によると、姓名などにみえる「日下」の訓は、あるいはかつて「日」の用法が存した名残りかとも考えられる。すると、キ音を除くカ行音がすべて日を表わす語音として存在したことになるわけだが、ともかく「かがなべて」の句を「日数を並べて」なり「日数を数えて」の意とみることは可能であり、しかもそこにシナの「旬」（十干）——十日の觀念にひとしい内容が察知できる。

こうして、「日を算み」、「日日並べ」、「月を讀」（月読）んでいく。一日・一句・一月を知る。自然曆から、進んで農耕曆の必要知を獲得して一年を知る。けれども、この一年の觀念はかなり不正確であつたことはいうまでもない。いうところの正月が、現在の時期に固定するまでには少なくとも数次の変遷をたどつた。また、八日知りV—天子の徳が全国にあまねくおよんだのちでも、たとえば鹿島曆のごとき地方諸社の発布する独自の曆日が地方ごとに運用されてもいた。おそらく、必要なのは農業を代表とする生産行為の指針であつて、八時間Vそのものではなかつたからであらう。

かりに、この古い一年が現今の一年にひとしい周期をさしていたと仮定しても、それを加算していく方法、つまりその結果として意識にのぼる紀年・年代観になると、そこにはかなりのステップを必要とすると思う。なぜなら、古くわが国では、一年一年が全く新しい世界の誕生を意味したからである。毎年、国家原初の状態にたちかえり八新なる太陽Vを迎えるのであつて、過ぎ去つたとき（時）はすべて大過去に収斂されるのであるから、その連続的加算という年代意識などはなかつたとみななければならないのだ。のちの、いわゆる八改元Vの思想や八流れ正月Vの信仰習俗はその証左とならう。たとえ、さらに一步を譲つて、人や時代のいわば八年輪Vの存在を古くから認めるとしても、後述するように歴史觀念の年代に照応するものではけつてないことに留意する必要があるだらう。

読売新聞社刊『日本の歴史』の説くところを聞こう。正史の伝える中国暦法の移入の初見は、欽明天皇十五年六月の曆博士の来朝である。普通には曆日の採用を傳統天皇の時代まで下げて考えているが、右の正史を信じて、もっと溯つてみてよい。そして結局、「日本には、六世紀ごろまでは、正確な曆も、年代を記す方法もなかった」のであり、「時代を表現するには、何々大王の世とか、何王の世よりまえとか、あととかいう程度の表現をとっていたらしい」のである。やがてそれが、「和歌山県隅田八幡宮の鏡の銘が、はじめて『癸未年』と、干支で年代を表現している」ので、これらや右の欽明紀の記録よりして、「ようやく六世紀に入ってから、多少は曆法を学びはじめたらしい」のである。つまり、わが国で比較の後世の一年という時間的觀念に近似するものを正確に意識し記憶（録）してくるのは、この中国暦法の移入をまつてであった。しかもなお、個人の年齢観については、当時の人びとは、はなはだ無關心であつて、この年代観の確立以後にかかわることは論をまたない。

徳永春夫氏などは、非常に時代を下げて、奈良時代前後にそれを推定している。

さてこの様な紀記に見える御寿が、推古天皇以前の記載ではあるが、信すべき実録でなく一つの造作であることは、紀記の末尾に近いほど記載がないことによつて推察できる。そして紀記の後半の御寿の欠記はその当時の人々が人の年寿について案外無關心であつたことを示すと考へられる。記録の法も備つてゐる当時御寿を記してゐないのは、それを伝へなかつたからであらうと思ふのである。

年寿を記す風は奈良時代に始まる。統紀に於て元朝天皇以後は皆記してゐるのに、初頭の持統文武二天皇の崩御の所には書紀に引続き欠いてゐる。統紀はその後半に於ては臣下に於ても卒日の伝記に年寿を記すのが例であるのと較べて、恐らくその御寿は伝はらなかつたのであらう。

勿論奈良以前から幾分か個人の年寿をかぞへ記憶することもあつたかも知れない。然し現実には天皇に於てさへ公式には伝はらないのであるから、関心は少なかつたとしか考へられない。帝紀に於て天皇について異常の長寿を記したのは、当時の一般の風習からさうしたのではなく、恐らく支那に於て古人を長寿とする一部の思想に倣つたものであらうと思はれる。とにかく年寿を記す風が一般的になるのは全く奈良時代以降である。

「紀記に見ゆる天皇の御寿に就て」(『西日本史学』第六号)

現在でも、未開原始の社会にあつては、自分の年齢を知らない人びとが多く存在することを思うと、なるほど大勢としては、比較的遅れて年齢観が確立したらしいことは認めなければならぬ。しかし、徳永氏のいうように、記紀の後半における御寿の欠記は、その当時の人びとが年齢に無関心であつたから伝えなかつたというのは、むしろ反対で、関心をもちはじめたからこそ記さなかつたのではなからうか(後述)。

ところで、このようにみてくると、宮廷の周辺においては、少なくとも六世紀初頭の中国暦法の採用以後、八世紀初頭(奈良時代—『古事記』上撰のとき、元明女帝から統紀が御寿を記すこと、記序が稗田阿礼の年齢を明記していることは注目すべきことだろう。)までの二世紀間に年齢観が確立・運用されたことが推定される。とすると、記の大部分の宝算記事は年寿ではなく、別の数値の伝来による後世の合理解か、あるいは最初からなにも伝わらないところへ年寿をあてはめたかのいずれかになる。ただ後者においては、五世紀の天皇の一部や、六世紀の天子の大部分に年寿・享年の欠記がみられるということは、最初からなんらかの意味をもつ数値が伝来していたことを推測させ、したがって私は前者をとる。

人間が、無限の時間を保有し、永遠の生命の持続を信ずることのできる時点では、年代なり年齢は、個人的にはおそらく不要であろう。人間が、やがて訪れる自身の死という現実を予感するとき、個人における△時間▽がしのびよりに、絶望的な死への秒よみがはじまる。年齢は、いわばきわめて社会的なものである。租税徴収用の戸籍作製をはじめとする、社会的年齢階層の必要性などからである。人は、ついにおのれの誕生のときを知らないのである。

年齢が社会性をおびているという視点からいえば、△長幼の序▽はおのりから存する。しかしそれも克明な△時間▽ではなかつた。いうまでもなく△順序▽と△時間▽とは明らかに違うはずだ。あるいは「世の長人」といい、あるいは「国の遠人」といった把握のしかたで事の足りた△知日り▽の時代が長かつたのである。

### 三 天子の生誕

かりに、歴代御記の宝算記事が、なんらかの基準によって算出された、少なくともある時点での信憑すべき数値だとすれば、それはなにか。





多くの史家の説くごとく、歴史考古学的にみる六世紀の意義は大きい。すなわち、たとえば仏教の渡来、曆法の移入、古墳文化の発達などに顕著な、いわば六世紀が獲得・達成した文化的伸展ということである。津田史学の達成が、記紀神話結集のときを六世紀——継体・欽明朝ごろに認め、この時期を大きく評価するのは、おそらく右の諸象によってもたらされる中国史観の萌芽・展開を前提としているだろう。だから、この時期には、在来の古物語——日本の帝王書に対する姿勢がかなりの転換をあげたに違いないし、それを裏づけるごとくに、記の本辭が六世紀に關してはまったく姿を消している。この六世紀についての紀の記載が、五世紀以前とはまったく対照的にその詳密さ、正確さを増してくるのに、記の方は逆にほとんどなにもするさなくなる。六世紀は、文化的には多くの面でそのまま七世紀へ連続するのだが、その本辭における記事性・記録性・歴史性は、紀に密、記に無である。記が、どこかの時点で五世紀以前の帝紀・旧辭に対する反省をくぐりぬけたといえるだろう。もしそうなら、『日本書紀』に対して、特徴的な『古事記』の現実——たとえばその日本的・古代的・(本質的)な祖先觀・歴史觀・物語觀が、どのへんにあったかを強力に示唆するものであろう。この点については、前稿「記序における八先代Vの意味——古事記の世界(一)」(『国学院雑誌』66—7)にも、多少ふれるところがあった。

記の後半に至り、旧辭的記載が消去され、帝紀的部分の宝算記録が治世年数にかわった。もしこのことが、その伝来過程や編纂意識において有機的関連をもつとするなら、宝算とのちに合理解された數値は、あるいは治世年數的な性格を本来的に所有していたことを暗示するのではあるまいか。伝來の數値を、宝算・年壽と合理解するといつても、冒頭で述べたとおり必ずしも合理的ではないが、その不合理な歴聖の長壽傳承には、いわゆる歴史性をこえた別途の現実・眞実があることを認識しておく必要がある。傳承は必ずしも歴史的眞實を要しないからであり、私はこの点について別の一章を用意したが、紙數の關係で割愛する。

わが国の天皇家は、古くいわゆる長子相統制をとらなかつた。むしろ末子相統をたてまえた時代を長くもつていたふしがみられるのである。たくさんの親王・内親王のうち、どの方がすぐれた聖徳を獲得して天位をふむかは不明なのであり、いかに八日知りVの一系列—皇室とはいえ、年代觀・年齢觀の皆無時代、またその萌芽・胚胎時代に、すべての方の即位の可能性を予測して宝算・聖壽を算定しておくことはできないであろう。しかも、神にかわりうる

聖人格の所有顕現者たる天子の生誕は、実にその高御座踐祚たかみくらによって鑽仰せんおほされるのであって、単なる御身体みみかみ（聖躬）の誕生は少なくとも副次的であった。有名な積尊の生誕にまつわる故事も、このことを除いて理解することはむづかしい。あるいは、だから、清寧天皇（白髮武広国押稚日本根子）紀が伝えて「天皇、生れましながら白髮。」というものも、つまるところその踐祚の遅かったことを示しているよう。推古紀また、上宮麿戸豊聡耳太子―聖徳太子生誕の奇瑞を「生れましながら能く言ひ、聖智有しまし、」とする。太子は、ついに天位をつぐことはなかつたけれども、その聖徳、その英資はまさにキリスト・釈迦に比肩するのであり、かの天若日子・本牟智和氣王・倭建命のごときすぐれて神祕・天皇的側面を色濃く荷なう。

大嘗の聖典を契機に天子のご出誕は告げられるのである。天子は、その神祕無類の靈格により、まつり（祭）を営み、まつりごと（政）を司る。まさに真正の祭政一致の古儀にならう。やがて、その祭と政事が分離・移行をはたす。記の宝算が、新たに治世年数ちよせねんすうにふりかわる事実に、右のまつりとまつりごとの意義・変遷を対応させると、問題の年寿数值はひよつとすると祭りの回数的な数值ではなからうか。その時期や、周期や、回数については歴代によってまちまちだが、それによって天地宇宙が全く刷新されるような機会―のちの正月的な祭儀の回数と考えるのである。たぶん、それは一年一回きりのもではなく、数回を数えることもあり、一回も訪れない場合もある、そういう機会である。だから、あくまでも八時間Vや年代を超越してそれは存在する。

記本文の伝える享年記事は、表記のごとく歴代天皇のみにほぼかざられている。ただし、神功皇后の場合が異例なのだが、あるいは紀がその本紀を別途に立てたように、この事実が逆に神后即位の史実もしくは伝承の可能性を示唆するのかもしれない。もとより、この部分が分注の形になっていることは留意の要がある。ともかく、記本文の年寿が、天皇のみにかざられていることが、とりわけ聖寿の公的性格を規制しているよう。そこに御宇みうごに先行する祭を想起するのである。

#### 四 「年」の意味

『古事記』本文の全巻をとおして、天皇の享年記事は、

1 「天皇御年——歳」

という形式に統一されている。神武天皇以下、継体天皇まで二十三例である。そのほかの「年」の文字のみえる個所を挙げるに次のようなものである。

- 2 是高志之八俣遠呂智。每年来喫。(上)
- 3 故遣天菩比神者。乃媚附大国主神。至三年。不復奏。(上)
- 4 亦慮獲其国。至三年。不復奏。(上)
- 5 何至三年。不復奏。(上)
- 6 即令婚其女豊玉昆壳。故至三年。往其国。(上)
- 7 三年雖往。恒無歎。(上)
- 8 云三年雖坐。恒無歎。(上)
- 9 三年之間。必其兄貧窮。(上)
- 10 於筑紫之岡田宮。一年坐。(中)
- 11 於阿岐国之多祁理宮。七年坐。(中)
- 12 於吉備之高島宮。八年坐。(中)
- 13 遠津年魚目微比壳。(中)
- 14 於是天皇。不忍其后。懷妊及愛重。至三年。(中)
- 15 為御馬甘。每二年雙船。(中)
- 16 釣其河之年魚。(中)
- 17 釣三年魚。(中)
- 18 是以其兄。八年之間。干萎病枯。(中)
- 19 故自今至三年。悉除人民之課役。(下)
- 20 於是。其大后之先子目弱王。是年七歳。(下)

21 於是。赤猪子以爲。望<sub>レ</sub>命之間。己經<sub>二</sub>多年。(下)

22 赤猪子答曰。其年其月。被<sub>二</sub>天皇之命。(下)

23 徒過<sub>二</sub>盛年。(下)

以上の二十二例をまづみよう。(2)から(18)まで、つまり上巻・中巻の部分でみると、(13)・(16)・(17)の三例は「年魚<sup>あ</sup>」であるから、ひとまず除外しておく。ただし、鮎を「年魚」と宛字する理由のひとつには、鮎が年ごとの祭儀に不可欠な供饌として重視されたことがかわつていよう。残りの(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(14)(18)の十二例は、いずれも年数だが実数とはいえぬ神聖的な数値である。しかも多分に祭儀的な伝説なり説話内容を背景にもつ部分といえよう。そして、あとの(2)(15)は年数ではないが、やはり同様に、その後後に祭式的なニュアンスをただよわせている点で特徴的である。(2)の方では、農耕祭儀(水神祭り)や鍛冶神祭祀〔拙稿「熊野考序説」(『国学院雑誌』65—10・11)〕の印象がうかがわれ、(15)では、『祝詞』の文句を思わせるものがある。いわゆる史書の「歳時を闕<sub>レ</sub>かず、常に來たり貢獻す」という場合の「歳時を闕<sub>レ</sub>かず」とか、いまの「年ごと」の慣用句は、「毎年<sup>まいとし</sup>」という意味に底流して「祭儀ごと」といふ気分がこめられているのではなからうか。そういえば、さきの(3)(4)(5)の例などは「復奏<sup>かえもとし</sup>」せざる期間に使用されているのだが、この神に対する「復奏」こそ祭りの本宗だった。

それでは下巻はどうか。(19)の仁徳帝の例はまづ中巻のグループに含めてよい性質のものだろう。ところが、(21)(22)になると、いずれも雄略記からの引用であるが、そこに「年月」∨「年数」∨の理解から「年齢」∨についての意識を仄見せしめるようでもある。著名な引田部赤猪子譚で、(22)の部分で赤猪子が「其の年の其の月、天皇の命を被<sub>レ</sub>りて、大命を仰ぎ待ちて、今日に至るまで八十歳を經<sub>レ</sub>き。」というとき、その「八十歳」が実数ではなく、また「年齢」∨でもないけれども、「徒に盛りの年を過<sub>レ</sub>ぐし」(23)「老女の「身の盛り人、羨<sub>レ</sub>しきろかも」という歎息に、残酷な「年齢観」∨が揺蕩しているようでもある。もとより、『古事記』の無時間性という、しばしば指摘されている一点は無視できない。『古事記』の世界では、いわゆる「時間」∨はまったく静止したままのことが多く、ときには「空間」∨の制約すらも捨象される。とりわけ、それは神話的世界に顕著なだけけれど、このような「時空」∨を超越して存在する不変の原型としてこそ、すぐれて『古事記』的な現実があったといえる。この赤猪子物語の部分でも、相手の雄略帝は

「八十歳」を経たのちに彼女に邂逅したはずなのに、依然として青年であった。光源氏と源内侍の交渉をそぞろに思いつくのだが、赤猪子の立場ではまぎれもなく八歎老Vがあり、そこばくの八時間Vがしのびこんでいる。

(20)は目弱王の年齢を明記しているわけで、きわめて異例である。前述のとおり、記では天皇の年寿以外は、年齢記事がない。だからこそ、私は享年記事の数値に公的な意味をみだし、のちの治世年数的な性質のものとして、祭儀の回数のごときものを推定したのである。したがって、この目弱王の例は不可解である。ただひとつ考えられることは、やはり「七歳」という数値が神聖数であり、のちのフォークロアにみえる、「七歳までは神のうち」として特種な意義をそこに認めること、神典のいわゆる御子神—八幼な神Vをさす場合の常套句法でもあったから、あるいはのちの加筆・粉飾部分かもしれないということである。

『古事記』本文所載の「年」の文字は、ほかに上巻のみだが六例ある。すなわち、

A 大年神(三例)

B 御年神(一例)

C 若年神(一例)

D 久久年神(一例)

で、すべて年穀の神格をもつ。

記序の方を見ると、「年数」・「年代」・「年齢」—とくに臣下の年齢—などを明瞭に書記していることはいまでもない。なお、ほかに「歳」の文字を本文中から検出してみたが、別段注目すべきことは発見できなかった。

「年」の文字は、本来はシナでも穀物の意。そして穀物が穂をたらして稔る意だ。藤野岩友博士外編『漢和中辞典』には、

「とし」の同訓は年・祀・載・歳。年は、五穀の実ること。祀は、四時の祭がひととおりすむこと。載は、はじまるという意で、物が終わってからさらに始まること。歳は、歳星(木星)、星の一年間のめぐり。だから、節分から節分までは歳、元旦たんがから大みそかまでは年。「爾雅じが」では、唐虞とうの時代は載といい、夏かの時代には歳といい、殷いんの時代には祀といい、周では年といったというが、後には混同して用いられている。人の「とし」には歳を用いる。

とみえる。つけくわえれば、『日本書紀』が「秋」の文字をトシと訓ませていることは周知のとおり。右の引用で注目

したいのは「祀」の用法である。四時祭の一周りを一祀と称するのだが、そういう意識・理解を私は重視したいと思う。考えてみれば、ほかの「年」も穀物の祭りなら、「歳」もまた星（木星）の祭りだった。われわれのもつ周期の根元には、必ず祭りが先行もしくは並行したといえるだろう。いわゆる年中行事のありようからの帰納もその一証だ。したがって、問題の「年」を「祀」に置きかえてみることは必ずしも無謀なことではないであろう。あるいはまた、「歳」を「祀」に置換することも可能であろう。神を離れ、祈りを忘れることの、けつしてなかった人びとの時代のことであった。お正月とかお盆とか、春秋の祭りとかを、重要なおりめ（折目）・ふしめ（節目）として、ひたぶるに自己・社会の生産にいそしみ、神・社会への消費にささげる。宮中は代表的な祭祀の聖場であり、君子はまぎれもなく衆庶をぬきんでた齋主だった。国民は、ひたすら天子のすぐれた祭祀力に依存し、神の恩頼をこうむる。だから、たとえば、天若日子のごとく「復奏」を怠り、須命・味耜神・本牟智和氣王のごとく「泣きいさちり」「真事（真言？）問はず」という状態の、いわば不完全・怠惰な祭祀力しかもたない齋主であってはならなかった。同様に、タブーであった神への「言挙」ことあげをあえて犯すような倭建命も失格者とならざるを得なかったのである（拙稿「淡海県物語」から―古事記の世界②）（『国学院大学栃木短期大学紀要』創刊号）。祭りは、おののくような緊張感と、躍動する解放感とを内在していたのである。民衆の生産・消費生活は、祭りにはじまり祭りに終わる、といつてよい。さればこそ、「年」もまた「祀」（祭）でなければならぬのだ。

## 五 『古事記』の現実

わが国の年齢観確立運用の時期は、結局不明というしかない。『魏略』の「其俗、不知正歳四時、但記春耕秋收、為年紀」という時代がいつまで続いたものだろう。『魏志倭人伝』の「其人寿考、或百年、或八九十年」という伝えは、記録そのものの信憑性にも問題があり、しかもあくまで中国人の理解であった。私は、曆法採用の時期を六世紀初頭ごろと仮定し、年齢観確立運用の時期をそれとほぼ遠からぬ時点でのこととして論を進めてきた。

しかし、前掲の表を虚心にながめるとき、あるいは記の享年記事は雄略天皇で終わっていると認めることもできそうである。五世紀に属する顕宗・武烈に、いわば過渡の様相として治世年数が登場してきているからである。そうみ

た場合、顕宗・継体の「三十八歳」・「四十三歳」は、実年齢であったとしてもよい。もちろん、いわゆる過渡期のありかたとして、これを雄略以前の算定方法を踏襲した数値とみることも一概に否定できない（私は、顕宗記が享年と御宇年数を並記していることに注目し、記の六世紀の治世年数がほぼ正當な歴史性をもつことをもふまえて、「三八」という数値を「八」で割って四・七五という数値を得た。そして、享年数値が平均して一年に四・七五回ほどある機会の回数だとすれば、実年数はどれほどかを知るために、神武から継体までのすべての宝算をそれぞれ四・七五で割ってみる。すると、ほぼ平均十五年・二十年という数値を得ることができる。いわば書記されぬ治世年数の平均値だが、それを神武から加算していくと、ほぼ五世紀までの年紀の大略が満足すべき範囲内にあるようにみえたのは不思議であった。しかしこういう作業はおそらく徒勞であろう。)

記の宝算記事が、雄略天皇までで一応の区切目をつけることができるだろうというのには、二・三の理由があるのである。このことは、総じて帝紀的部分・旧辞的部分にもあてはめ得るのではないかと思う。この点についても、すでに前稿で多少言及したし、多くは次稿にゆずらなければならぬが、たとえば、帝紀および旧辞の第一次の結集を、継体・欽明朝―六世紀前半ごろとみるのが津田氏以来の定説だが、一方、武田祐吉博士が『古事記研究―帝紀攷』で述べておられるところによると、

応神天皇の御記に若野毛二俣の王の御系譜を説いて、継体天皇に及び奉らないのは、その御即位以前にまづ古い部分が成つたのでは無いかと考へさせられる。さうして古制の氏姓は、允恭天皇の朝に整理せられたものであるとすれば、その御代より後に、第一次の成立の時代を限定することが出来る。

とみることも可能だ。五世紀の雄略帝から武烈帝までの時期に、第一次帝紀結撰のときが存したとみられるのである。六世紀の成果は、おそらく五世紀の後半に胚胎したのだ。そしてその時期は、雄略天皇を境として思う。

私は、『古事記』のなかの、すぐれて『古事記』的な部分として、五世紀の仁徳帝から雄略帝までの三世六代を重視する。本稿の意図も、そのこととの関連において説かれるのでなければ達成されないものであるが、すべて次稿にゆだねることになった。